

12月に改正食品リサイクル法が施行されます。

食品リサイクル法は、食品関連事業者に対し、食品循環資源の再生利用等を義務付けています。義務を履行しない事業者に対し、主務大臣の指導・助言があります。さらに、食品廃棄物等を年間100トン以上排出する事業者に対しては、主務大臣の勧告・公表・命令があり、罰則も適用されます。

今回、食品循環資源の再生利用等を一層促進するため、再生利用等の実施率目標値の見直しや定期報告制度の創設などが盛り込まれた改正食品リサイクル法が12月に施行されます。

食品関連事業者
 食品製造、加工、卸売、小売業、飲食店業、沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業

改正のポイント

一 食品関連事業者が達成すべき目標値(全ての食品関連事業者が対象です)

食品関連事業者ごとの発生抑制目標
 発生原単位が、目標年度までに主務大臣が定める業種・業態ごとの基準発生原単位を下回らなければなりません。

具体的な目標値は、平成21年度から行われる定期報告結果等を分析し、設定されます。

$$\left[\text{発生原単位} = \frac{\text{発生量}}{\text{売上高} \cdot \text{製造数量等}} \right]$$

食品関連事業者ごとの再生利用等実施率目標

食品関連事業者の再生利用等実施率が、毎年度、食品関連事業者ごとに設定された当年度の基準実施率を上回らなくてはなりません。

$$\left[\begin{aligned} \text{再生利用等実施率} &= \frac{\text{当年度の発生抑制実施量} + \text{再生利用実施量} + \text{熱回収の実施量} \times 0.95 + \text{減量実施量}}{\text{当年度の発生抑制の実施量} + \text{発生量}} \\ \text{基準実施率} &= \frac{\text{前年度の基準実施率} + \text{前年度基準実施率に} \times \text{増加ポイント(A)}}{\text{前年度基準実施率}} \end{aligned} \right]$$

前年度の基準実施率	増加ポイント
20%以上未滿	2%
50%以上未滿	1%
80%以上未滿	維持向上
80%以上	

平成19年度の基準実施率は、平成19年度再生利用等実施率(実績)とする。なお、平成19年度再生利用等実施率が20%未滿の場合は、20%として基準実施率を計算する。

二 業種別の再生利用等の実施率目標

平成24年度までに、業種別に達成されることが見込まれる再生利用等実施率の目標を次のように定めています。

食品製造業	85%
食品卸売業	70%
食品小売業	45%
外食産業	40%

三 再生利用等の優先順位等

再生利用等の優先順位は次のとおりになります。再生抑制、再生利用飼料(優先)、肥料、油脂及び油脂製品、メタン、炭

化して製造される燃料及び還元剤、エタノール)、熱回収(ただし、条件付)、減量

四 定期報告の義務付け

平成21年度から、食品廃棄物等を年間100トン以上排出する食品関連事業者には、毎年度、6月末までに、主務大臣に再生利用等の実績などを報告する義務付けがなされます。

フランチャイズチェーンの場合(ただし、条件付)、本部は、全加盟者分をまとめて報告することが必要です。

五 リサイクルループの認定

食品循環資源から製造された肥料等を利用して生産された農畜水産物等を、食品関連事業者が使用する計画(リサイクルループ)を作成し、主務大臣の認定を受けた場合、食品循環資源の収集運搬について、一般廃棄物に係る収集運搬業の許可が不要となります。

【参考】登録再生利用事業者

食品リサイクル法に基づく都内の登録再生利用事業者は次のとおりです。リサイクルの委託先の参考として下さい。

事業者名	所在地	再生利用方法
(株)アルフ	大田区城南島3-3-2	飼料化
太誠産業(株)	江東区新砂3-10-18	肥料化
(株)アズマ油脂	墨田区東墨田2-17-16	油脂化
(株)山正	墨田区東墨田2-4-6	油脂化
バイオエナジー(株)	大田区城南島3-4-4	メタン化

事業者の内容を更新しております。

改正法について、詳しくは、農林水産省HPをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/kankyoku.htm